



保医発0731第1号  
令和元年7月31日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和元年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）  
の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」  
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの112(3)⑩を次のように改める  
次のいずれにも該当すること。  
ア トリプルチャンバ型（心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。）であること。  
イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。  
ウ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。  
エ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。  
オ 右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。
- 2 別表のⅣの028(1)①中「又は「歯科用骨内インプラント材」」を「、「歯科用骨内インプラント材」、「歯科用インプラントシステム」又は「歯科用精密弾性アタッチメント」」に改める。
- 3 別表のⅤの063(1)①中「又は「歯科用骨内インプラント材」」を「、「歯科用骨内インプラント材」、「歯科用インプラントシステム」又は「歯科用精密弾性アタッチメント」」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~111 (略)</p> <p>112 ペースメーカー</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~⑩</p> <p>⑪ <u>トリプルチャンバ(Ⅲ型)・自動調整機能付き</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>トリプルチャンバ型(心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。)</u>であること。</p> <p>イ <u>レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。</u></p> <p>ウ <u>抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。</u></p> <p>エ <u>胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。</u></p> <p>オ <u>右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。</u></p> <p>113~202 (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~111 (略)</p> <p>112 ペースメーカー</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①~⑩</p> <p>⑪ <u>トリプルチャンバ(Ⅲ型)・自動調整機能付き</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>トリプルチャンバ型(心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。)</u>であること。</p> <p>イ <u>レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。</u></p> <p>ウ <u>房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有しないものであること。</u></p> <p>エ <u>抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。</u></p> <p>オ <u>胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。</u></p> <p>カ <u>右室同期左室単独ペーシング機能及びペーシング間隔自動調整機能を有するものであること。</u></p> <p>113~202 (略)</p>

Ⅲ (略)

Ⅳ 歯科点数表の第2章第5部、第8部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

023～027 (略)

028 アタッチメント

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」又は「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科用インプラントアバットメント」、「歯科用精密バーアタッチメント」、「歯科インプラント用上部構造材」、「歯科用骨内インプラント材」、「歯科用インプラントシステム」又は「歯科用精密弾性アタッチメント」であること。

② (略)

(2)～(3) (略)

029～033 (略)

Ⅴ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001～062 (略)

063 アタッチメント

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」又は「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科用インプラントアバットメント」、「歯科用精密バーアタッチメント」、「歯科インプラント用上部構造材」、「歯科用骨内インプラント材」、「歯科用インプラントシステム」及び「歯科用精密弾性アタッチメント」であること。

② (略)

(2)～(3) (略)

Ⅲ (略)

Ⅳ 歯科点数表の第2章第5部、第8部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

023～027 (略)

028 アタッチメント

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」又は「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科用インプラントアバットメント」、「歯科用精密バーアタッチメント」、「歯科インプラント用上部構造材」又は「歯科用骨内インプラント材」であること。

② (略)

(2)～(3) (略)

029～033 (略)

Ⅴ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001～062 (略)

063 アタッチメント

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」又は「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科用インプラントアバットメント」、「歯科用精密バーアタッチメント」、「歯科インプラント用上部構造材」又は「歯科用骨内インプラント材」であること。

② (略)

(2)～(3) (略)

064～066 (略)

VI～VIII (略)

064～066 (略)

VI～VIII (略)